

「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準		基礎点	加点
	1 事業の実施体制〔50点〕		30	20
●	1-1 事業内容の妥当性、独創性	* 1-1-1) 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	20	10
●	1-2 実施方法の妥当性、独創性	* 1-2-1) 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。 〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕	5	5
●	1-3 作業計画の妥当性・効率性	* 1-3-1) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力〔25点〕		10	15
	2-1 組織の事業実施能力	* 2-1-1) 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。	5	－
		2-1-2) 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。	－	5
		* 2-1-3) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	－
	2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制	2-2-1) 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	－	5
	2-3 組織の類似事業の経験	2-3-1) 過去に高等学校通信教育分野に関する指導・助言や第三者評価等の類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。	－	5
	3 業務従事予定者の経験・能力〔15点〕		5	10
	3-1 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性	* 3-1-1) 事業実施に必要な状況を分析し、的確に問題の発見するとともに、改善に向けた具体的な提案を行う経験を有していること。	5	－
		3-1-2) 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有している場合は加点する。 3-1-3) 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。	－	5
	3-2 業務従事予定者の類似調査業務の経験	3-2-1) 過去に類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。	－	5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕		0	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	以下のいずれかの認定等を有していれば加点する。 〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 4-1-1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) 4-1-2) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。 4-1-3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標〔5点〕		0	5
	5-1 賃上げの表明	以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応札者が選択するものとする) 5-1-1) 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2) 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。 ※2 大企業の定義は、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に基づくものとする。 ※3 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	－	5
合 計〔100点〕			45	55

「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」
加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1 事業の実施体制			
* 1-1-1) 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	10	6	2
* 1-2-1) 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。 〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕	5	3	1
* 1-3-1) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	3	1
2 組織の経験・能力			
2-1-2) 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、 速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。	5	3	1
2-2-1) 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	5	3	1
2-3-1) 過去に類似の調査を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-2) 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有している場合は加点する。 3-1-3) 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。	5	3	1
3-2-1) 過去に類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。(最高5点)			
4-1-1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。 又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の 数が100人以下のものに限る)			
・ 認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	2		
・ 認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	3		
・ 認定段階3	4		
・ プラチナえるぼし認定企業	5		
・ 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)	1		
4-1-2) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。			
・ くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)	2		
・ トライくるみん認定＝2点	3		
・ くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))	3		
・ くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定 に基づく認定)	3		
・ プラチナくるみん認定＝5点	5		
4-1-3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。			
・ ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	4		
5 賃上げを実施する企業に関する指標 ※いずれかに該当することにより加点を行うものとする。(最高5点)			
5-1-1) 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5		
5-1-2) 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5		
※「『総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について』(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。			